

おたふくかぜワクチン任意予防接種助成事業の実施について

区は、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成します。

1 経緯

区は、法令等に定めのない任意予防接種について、「港区予防接種事業の費用助成に関する基本方針」を定めています。おたふくかぜワクチンは、基本方針の条件は満たしているものの、国の厚生科学審議会において、現在もなお、ワクチンによる無菌性髄膜炎等の副反応の発生状況を踏まえた安全性等について議論されています。そのため区は、国の動向を注視し、厚生科学審議会で安全性が確認された時点での費用助成を検討してきました。

一方で、おたふくかぜの合併症である感音性難聴や脳炎などは発症すると回復が困難とされていること、また、学校等の出席停止期間による影響によって多くの保護者が自費で子どものおたふくかぜワクチンの接種を受けていることなどから、助成開始を求める多くの要望が区に寄せられています。

こうしたことから、区は、おたふくかぜ合併症のリスク、ワクチンの予防効果、区民等からの要望等、おたふくかぜを取り巻く現状を総合的に勘案し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から、おたふくかぜワクチンの接種費用の助成を開始します。

2 実施概要

(1) 助成額、助成回数

1人1回につき7,000円、未接種回数分（最大2回）

※各医療機関の設定価格との差額は自己負担とします。

(2) 助成対象者等

ア 対象者

接種日時時点で港区に住民登録のある1歳から小学校就学前までの子ども

※日本小児科学会は、1歳と小学校就学時前の1年間の2回接種を推奨していますが、これまで経済的な事情などで接種の機会を逃していた区民が本助成を活用できるようにするため、対象年齢を幅広く設けます。

イ 接種見込数

約6,700人

※対象者約1万2千人のうち、「1歳」と「小学校就学時前1年間」はそれぞれ約85%、その他の対象年齢は約35%の接種率を想定した場合の接種見込数

(3) 助成開始日

令和7年7月1日

(4) 接種場所

区内指定医療機関

(5) 予診票の個別送付

日本小児科学会が接種を推奨する「1歳」と「小学校就学時前1年間」の対象者には、予診票を個別送付します。

3 予防接種による健康被害への対策

任意予防接種による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償となりますが、これに加え、区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険における予防接種実施主体特約の補償対象となるよう要綱を整備します。また、上記内容を費用助成に関する基本方針に追加します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年	12月	健康管理システムの改修（～令和7年3月末）
令和7年	4～6月	対象者の抽出、予診票への印字（住所・氏名等）、 予診票と接種案内の発送 広報みなど、区ホームページ等による周知
	7月	助成開始